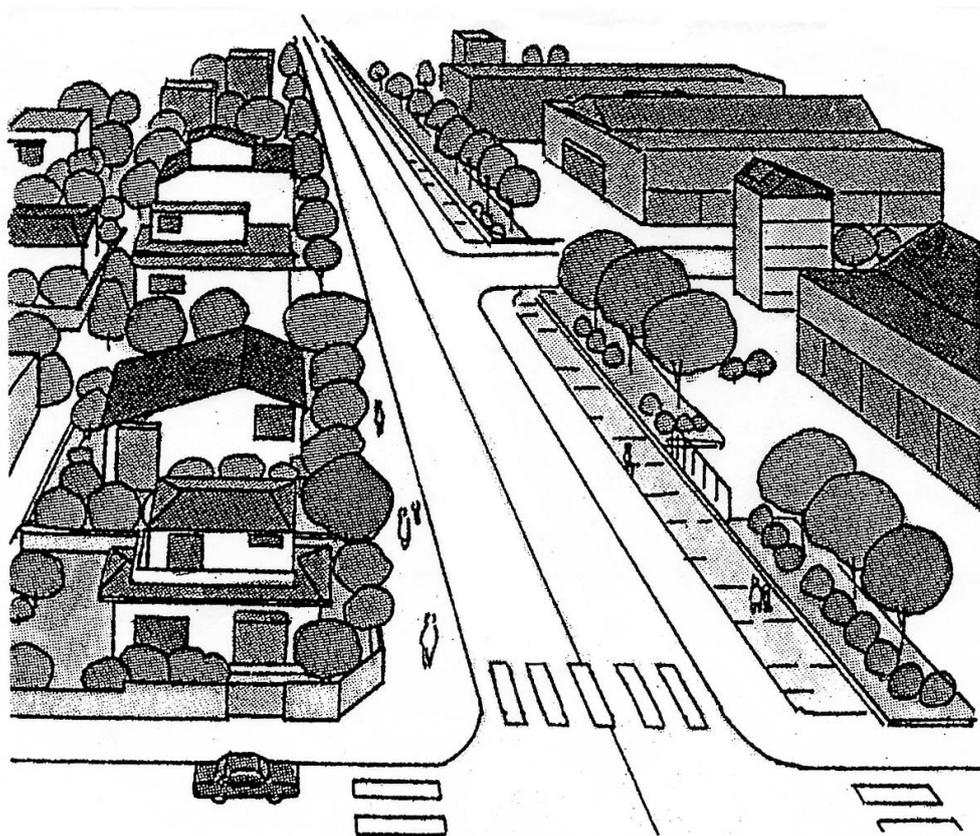


座生(桜の里)地区地区計画

緑豊かでゆとりのあるまちづくりのために



野田市

緑豊かでゆとりのあるまちづくりのために

座生地区では、土地区画整理事業により道路・公園等の都市基盤施設の整備を行い、江戸川や清水公園など自然環境に恵まれた地区の特性に応じ、良好な市街地形成を進め、安全で快適な居住環境を創出していきたいと考えています。

そのためのきめ細やかなまちづくりのルールが、「地区計画」です。

このルールを守り育てることが、このまちへの愛着と誇りにつながるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

目 次

- 1 座生地区地区計画 計画書及び計画図
- 2 地区整備計画
 - (1) 建築物等の用途の制限
 - (2) 建築物の敷地面積の最低限度
 - (3) 壁面の位置の制限
 - (4) 建築物の形態又は意匠の制限
 - (5) かき又はさくの構造の制限
 - (6) 二つの地区にわたる場合
- 3 届出について

都市計画決定	平成 9年 12月26日	野田市告示第139号
都市計画変更	平成11年 8月27日	野田市告示第100号
都市計画変更	平成13年 3月30日	野田市告示第 36号
都市計画変更	平成18年 3月10日	野田市告示第 22号
都市計画変更	平成20年 1月25日	野田市告示第 12号

1 座生地区地区計画 計画書及び計画図

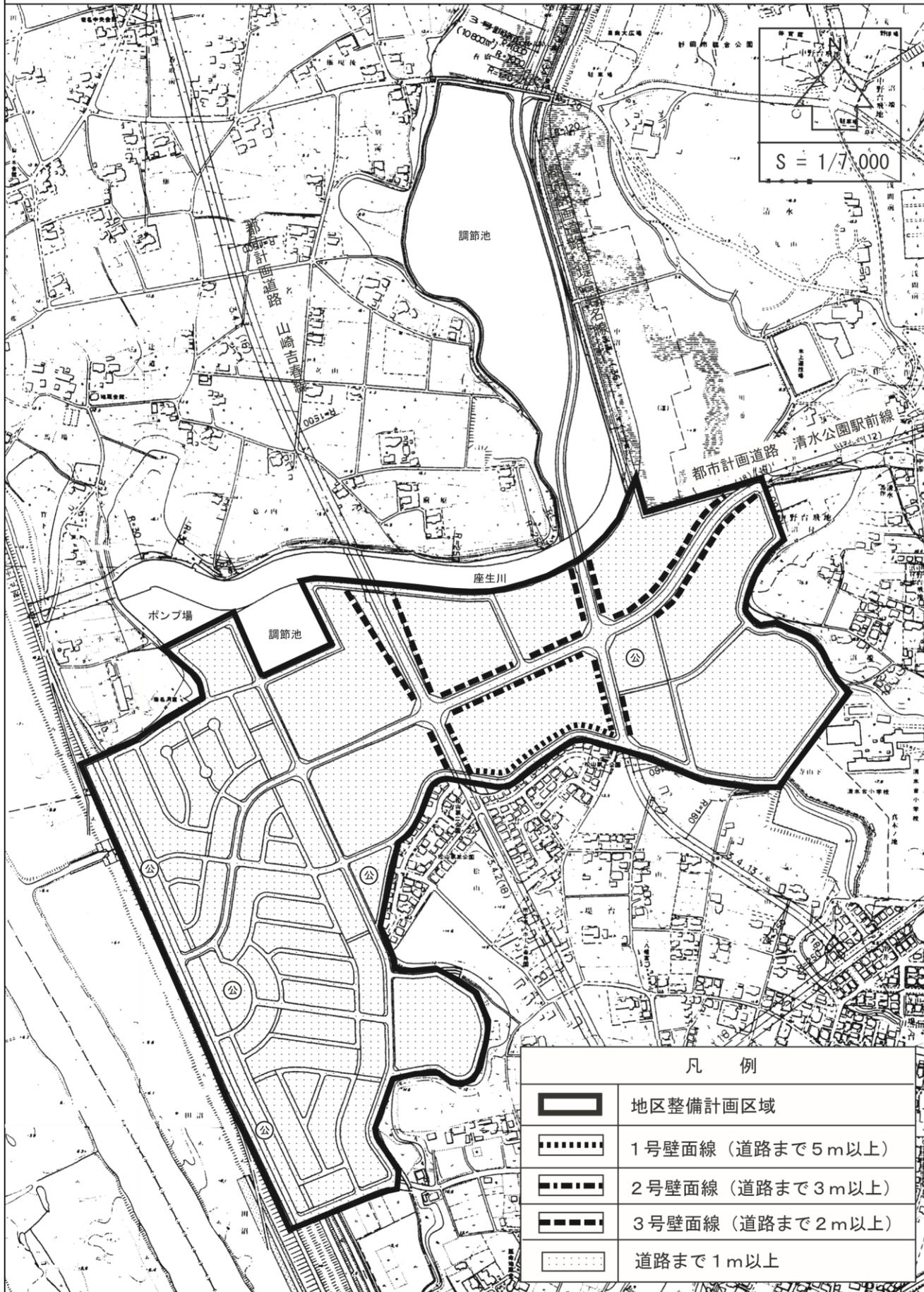
名 称	座生地区 地区計画	
位 置	野田市桜の里三丁目の全部の区域並びに桜の里一丁目及び桜の里二丁目の各一部の区域	
面 積	約38.1ha	
地区計画の目標	<p>本地区は都心から約30km、東武野田線清水公園駅の西約1kmに位置し、高規格堤防整備事業、一級河川座生川改良事業と同時に施行された土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設の整備が行われた地区である。</p> <p>このため土地区画整理事業の効果の維持と促進、並びに健全な住宅、商業、業務研究開発等複合機能都市としての良好な環境の創造と保全を図る為に、地区計画を導入し、用途の混在及び土地の敷地の細分化による環境悪化等の防止を行うことにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好で個性的な魅力ある市街地を形成することを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>本地区は、江戸川、野田市総合公園や清水公園等優れた自然環境に恵まれた地区特性を有している。これらの地区特性を十分に踏まえ、良好な市街地形成を図るため、戸建住宅地区、中高層住宅地区、沿道地区、センター地区及び業務研究施設地区の方針を以下に定める。</p> <p>なお、建築物の高さ、形態等は、周辺の景観及び住環境に配慮し、整備するものとする。</p> <p>[戸建住宅地区] 安全面並びに日照や眺望等に配慮して、地区南側の高規格堤防上に配置し、快適でゆとりある住宅地の整備を図るため、適正な敷地規模を確保するとともに、壁面後退等により良好な環境の戸建て住宅地を形成する。</p> <p>[中高層住宅地区] 住宅エリアとしての一体性と利便性を考慮して戸建住宅地区に連結する地区中央に配置し、緑豊かな空地を確保して良好な住環境の形成を図る。</p> <p>[沿道地区] 周辺の住宅地の住環境に配慮しながら、幹線道路沿道の利便性を活かした沿道施設の誘導を図る。</p> <p>[センター地区] 常磐自動車道流山ICと直結し、都市内の幹線道路である都市計画道路山崎吉春線と、清水公園駅前線の交差する地区中央に配置し、地区内のみならず周辺地域からの利用者も対象とした、魅力ある商業施設を誘導するとともに、各種サービス施設、文化施設、レクリエーション施設等を誘導し、賑わいのあるセンター地区としての整備を図る。</p> <p>[業務研究施設地区] 地区北側の清水公園に隣接するゾーンに配置し、民間企業の研究・研修施設、電算機センター等の非生産型施設を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により、道路、公園等の都市基盤施設が整備されたので、これらの機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	本地区の目標及び土地利用の方針に基づき、地区の特性に応じた形態を備えた建築物等の誘導を図る。そのため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限について定める。

地 区 等 に 関 す る 事 項	地区の 区分	地区の 名称	戸建住宅地区	中高層住宅地区	
		地区の 面積	約16.7ha	約7.6ha	
	建築物 の 用途の制限	—		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの	
		—		—	
	建築物の 敷地面積 の最低限度	165㎡			
		ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。 1. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物及び市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地の用に供するもの 2. 土地区画整理事業により換地された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの			
	壁面の位置 の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離（道路のすみ切り部分を除く。）は、次のとおりとする。 1. 1号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線までの距離は5m以上とする。 2. 2号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線までの距離は3m以上とする。 3. 3号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線までの距離は2m以上とする。 4. 壁面線の表示のない箇所においては、道路境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、次の各号の一に該当する場合又は市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。 1. 出窓 2. 車庫で、高さ3m以下かつ床面積の合計が30㎡以下のもの 3. 物置で、軒の高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以下のもの			
		建築物等の形態又は意匠の制限 1. 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避けた落ちついた色彩を基調とし、地区の環境に調和したものとする。 2. 屋外広告物は、自己の用に供するものとし、街並みの統一感を著しくそこなわないものとする。			
	かき又はさく の構造の制限	道路境界線に面して設置するかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。 1. 生垣 2. 1. 2m以下の透視可能なフェンス ただし、門の両側に設けるもので片側の長さが3m以下のもの又は生垣、フェンスの基礎となる高さ0.6m以下のコンクリートブロック、石積み等については、この限りでない。			
		—			

沿道地区	センター地区	業務研究施設地区
約 2.5 ha	約 2.6 ha	約 8.7 ha
次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 大学、高等専門学校、専修学校 その他これらに類するもの 2. 工場（建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。） 3. ホテル又は旅館 4. 自動車教習所 5. 畜舎	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 工場（建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。） 5. 自動車教習所 6. 畜舎 7. 事務所 8. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9. 倉庫業を営む倉庫	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 自動車教習所 2. 畜舎 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. カラオケボックスその他これに類するもの 5. 物品販売業を営む店舗又は飲食店（店舗等の床面積の合計が1,500㎡以下のものを除く。）
165㎡	300㎡	165㎡
<p>ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>1. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物及び市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地の用に供するもの</p> <p>2. 土地区画整理事業により換地された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの</p>		
<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離（道路のすみ切り部分を除く。）は、次のとおりとする。</p> <p>1. 1号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線までの距離は5m以上とする。</p> <p>2. 2号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線までの距離は3m以上とする。</p> <p>3. 3号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線までの距離は2m以上とする。</p> <p>4. 壁面線の表示のない箇所においては、道路境界線までの距離は1m以上とする。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する場合又は市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないものと認めた場合は、この限りでない。</p> <p>1. 出窓</p> <p>2. 車庫で、高さ3m以下かつ床面積の合計が30㎡以下のもの</p> <p>3. 物置で、軒の高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以下のもの</p>		
<p>1. 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避けた落ちついた色彩を基調とし、地区の環境に調和したものとする。</p> <p>2. 屋外広告物は、自己の用に供するものとし、街並みの統一感を著しくそこなわないものとする。</p>		
<p>道路境界線に面して設置するかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。</p> <p>1. 生垣</p> <p>2. 1. 2m以下の透視可能なフェンス</p> <p>ただし、門の両側に設けるもので片側の長さが3m以下のもの又は生垣、フェンスの基礎となる高さ0.6m以下のコンクリートブロック、石積み等については、この限りでない。</p>		

座生地区 地区計画

計画図（壁面の位置の制限図）



2 地区整備計画

前掲の地区計画による制限の目的、内容をより詳しく解説します。

(1) 建築物等の用途の制限

【目的】 地区の特性に適さない用途の建築物等を制限します。

【解説】 各地区で建築できる建築物等は、用途地域ごとに建築基準法で定められていますが、さらに、各地区の特性に適さない用途の建築物等を地区計画で制限します。
それをまとめたものが次頁の表ですが、概ねの目安ですので、詳しくは建築指導担当にご相談ください。

座生地区地区計画 用途規制一覧表

	○：建築基準法において建てられる建築物等の用途 △：建築基準法において一定の範囲の建てられる建築物等の用途 ×：建築基準法において制限する建築物等の用途 ●：地区計画において制限する建築物等の用途	地区区分	戸建住宅地	中高層住宅地	沿道地区	センター地	業務研究施設地区
		用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地	近隣商業地域	第二種住居地域
住宅等	住宅	○	○	○	○	●	○
	寄宿舎、下宿	○	○	○	○	●	○
	共同住宅	○	○	○	○	●	○
	兼用住宅で店舗、事務所などの部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の1/2未満のもの（用途制限あり）	○	○	○	○	●	○
公共施設 病院 学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館等	○	○	○	○	○	○
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○
	老人福祉センター、児童厚生施設等（△は600㎡以下）	△	○	○	○	○	○
	巡査派出所、公衆電話所、郵便局（△は500㎡以下）等	△	○	○	○	○	○
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	●	●	○	○	○
	病院	×	○	○	○	○	○
	自動車教習所	×	×	●	●	●	●
店舗等	店舗等の床面積が、500㎡以下のもの （△は物品販売店舗、飲食店等で2階以下）	×	△	○	○	○	○
	店舗等の床面積が、500㎡を超え1,500㎡以下のもの	×	×	○	○	○	○
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え3,000㎡以下のもの （●1は物品販売店舗、飲食店を制限）	×	×	○	○	●1	○
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え10,000㎡以下のもの （●1は物品販売店舗、飲食店を制限）	×	×	×	○	●1	○
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの	×	×	×	○	×	×
事務所等	事務所等の床面積が、3,000㎡以下のもの	×	×	○	●	○	○
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの	×	×	×	●	○	○
ホテル等	ホテル、旅館	×	×	●	○	○	○
遊戯施設 風俗施設 等	ボーリング場、スケート場、水泳場等（△は3,000㎡以下）	×	×	△	○	○	○
	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	×	×	×	●	●	○
	カラオケボックス等	×	×	×	○	●	○
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ等	×	×	×	○	×	×
	キャバレー、料理店等	×	×	×	×	×	×
	個室付浴場業に係わる公衆浴場等	×	×	×	×	×	×
工場 倉庫等	畜舎	×	×	●	●	●	○
	単独車庫（△は2階以下かつ床面積が300㎡以下） 附属車庫を除く	×	△	△	○	△	○
	建築物附属自動車車庫（△1は1階以下かつ床面積が300㎡以下、△2は2階以下の床面積が300㎡以下、△3は2階以下でそれぞれ建築物の延べ面積の1/2以下）	△1	△2	△3	○	△3	○
	倉庫業倉庫	×	×	×	●	×	○
	自動車修理工場（作業場の床面積が50㎡以下）	×	×	●	●	○	○
	自動車修理工場（作業場の床面積が50㎡を超え300㎡以下）	×	×	×	●	×	○
	パン屋、米屋、豆腐屋、畳屋、自転車屋等で作業場の床面積の合計が50㎡以下かつ原動機の出力が一定以下のもの	×	○	○	○	○	○
	作業場の床面積が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの	×	×	●	●	○	○
	作業場の床面積が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの	×	×	×	●	×	○
	作業場の床面積が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの	×	×	×	●	×	○
	火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量（△は3,000㎡以下）	非常に少ない施設	×	×	△	○	○
少ない施設		×	×	×	○	×	○
やや多い施設		×	×	×	×	×	○

(2) 建築物の敷地面積の最低限度について

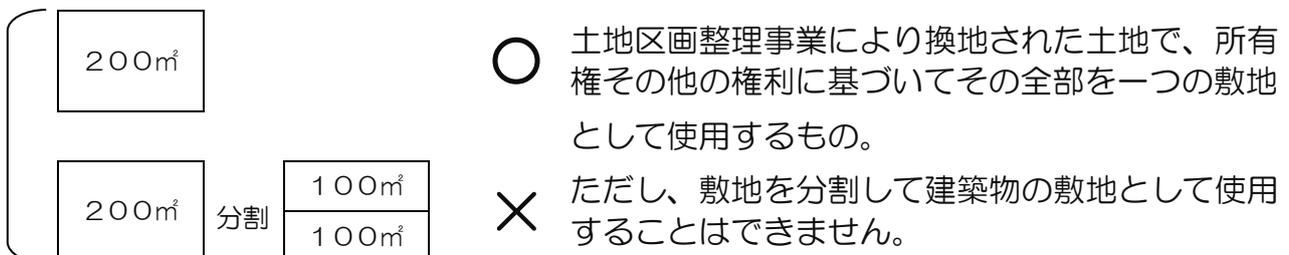
敷地の細分化による環境悪化を防止し、安全で快適な居住環境を形成するため、「建築物の敷地面積の最低限度」について定めます。

戸建住宅地区	165㎡	次のものは除きます。 ・ 巡査派出所・公衆電話所・郵便局等 ・ 市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの ・ 土地区画整理事業により換地された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの
中高層住宅地区	165㎡	
沿道地区	165㎡	
センター地区	300㎡	
業務研究施設地区	165㎡	

【目的】 無秩序な敷地の細分化を防ぎ、ゆとりある環境を保全します。

【解説】 建築物を建築する際、その敷地面積が上記数値以上でなければ建築できません。

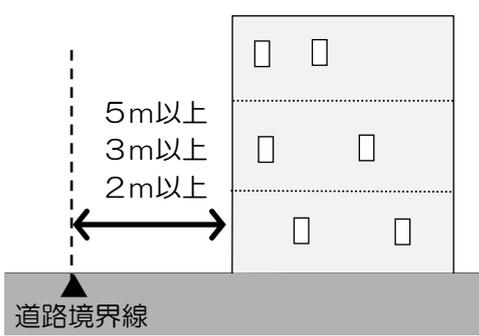
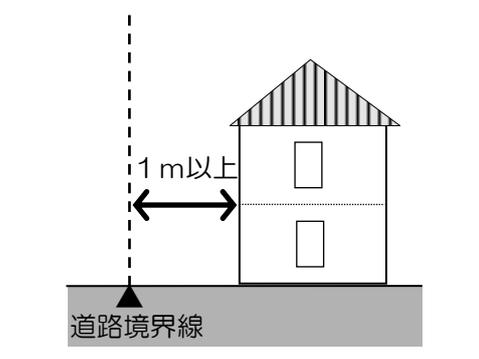
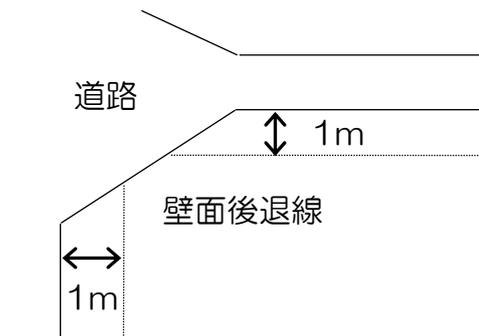
◆敷地分割の例（センター地区の300㎡の場合）



※土地区画整理事業により換地された最低限度を下回る宅地はご相談ください。

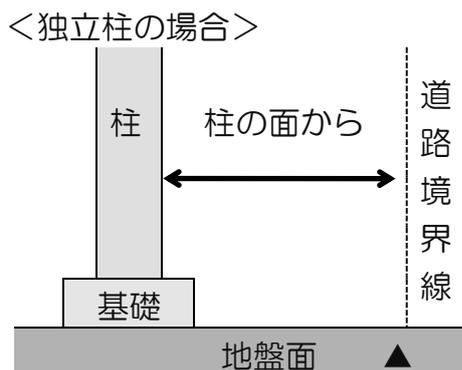
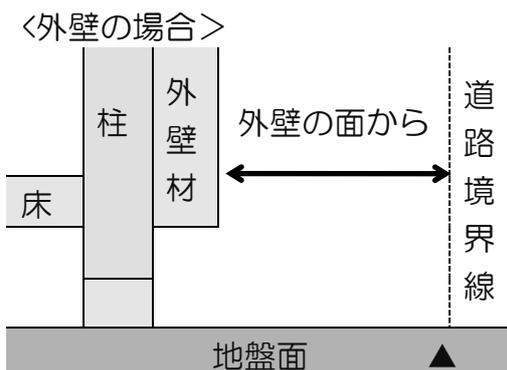
(3) 壁面の位置の制限について

道路に面して有効な敷地内空地を確保するとともに、良好な街並み景観を形成するため、「壁面の位置の制限」について定めます。

壁面線の表示のある箇所	壁面線の表示のない箇所
<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離（道路のすみ切り部分を除く）は、次のとおりとします。</p> <p>1号壁面線：道路境界線まで5m以上 2号壁面線：道路境界線まで3m以上 3号壁面線：道路境界線まで2m以上</p>  <p>◆すみ切り部分の場合</p> 	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離（道路のすみ切り部分を除く）は、1m以上とします。</p>  <p>◆すみ切り部分の場合</p> 

【目的】 道路に面する建築物の位置を整えるとともに、道路に面して有効な空間を確保することにより、統一感のある街並みを形成します。

【解説】 道路境界線まで、前記の距離を後退して建築します。「柱の芯から」ではなく、「面から」の有効寸法です。



【適用除外】 次にあげるものは、後退せずに建築できます。

ただし、次の各号の一に該当する場合又は市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めた場合は、建築できます。

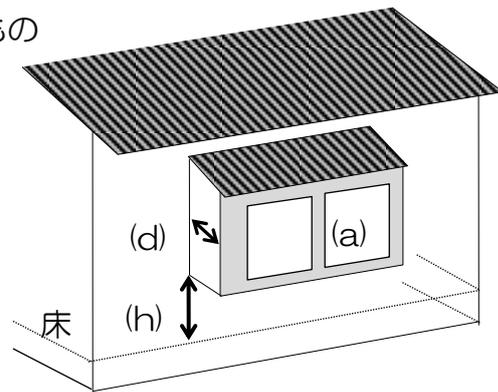
1. 出窓
2. 車庫で、高さ3m以下かつ床面積の合計が30㎡以下のもの
3. 物置で、軒の高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以下のもの

1. 出窓 → 建築基準法上、次の全てに該当する「床面積に参入されない出窓」であることが必要です。

- 1) 下端の床面からの高さ(h)が30cm以上であること
- 2) 周囲の外壁面からの水平距離(d)が50cm以上突き出していないこと
- 3) 室内側からの見附面積(a)の1/2以上が窓であること
- 4) 形状が通常の出窓であるもの

次の一つにでも該当する場合は通常の出窓ではありません。

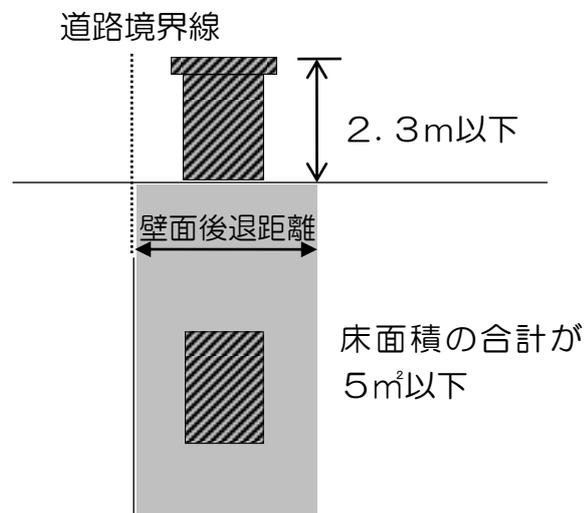
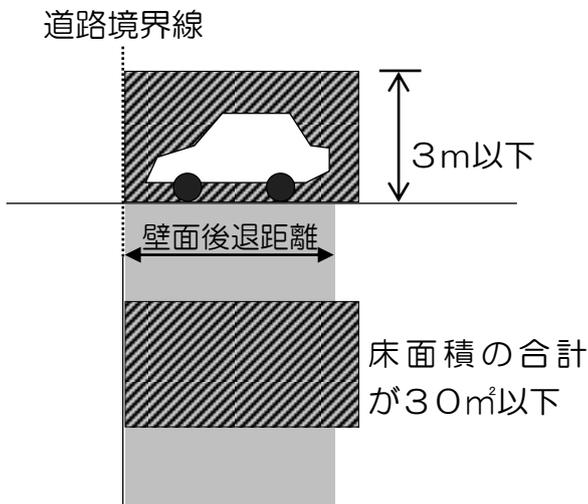
- ①当該部分が屋根と一体となっており、下屋でないもの
- ②当該部分の天井が室内の天井の高さ以上にあるもの
- ③当該部分が棚等の物品保管格納の用途のもの
- ④当該部分の下に地袋を有しているもの



(h) : 下端の床面からの高さ
(d) : 周囲の外壁面からの水平距離
(a) : 室内側からの見附面積

2. 車庫で、高さ3m以下かつ床面積の合計が30㎡以下のものは建築できます。

3. 物置で、軒の高さが2.3m以下かつ床面積の合計が5㎡以下のものは建築できます。



(4) 建築物等の形態又は意匠の制限について

【目的】 統一感、風格、にぎわいのある美しい街並みを形成するとともに、地区内外の「落ち着いた景観」と「豊かな緑」との調和を図るため。

1. 色彩

建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避けた落ち着いた色彩を基調とし、地区の環境に調和したものとする。

【解説】

①原則として、原色を避け、落ち着いた色彩を基調としてください。

ここで言う「原色」とはマンセル表色系(※)における各色相の最高彩度色を原色として考えています。落ち着いたきのある中・低彩度色を基調としてください。

②地区内外の環境に調和したものとしてください。

緑豊かな住宅地を目指すことから、周辺の緑(彩度6程度)との調和が重要になります。建築物の色彩として著しく違和感があるような色彩は基調としないでください。

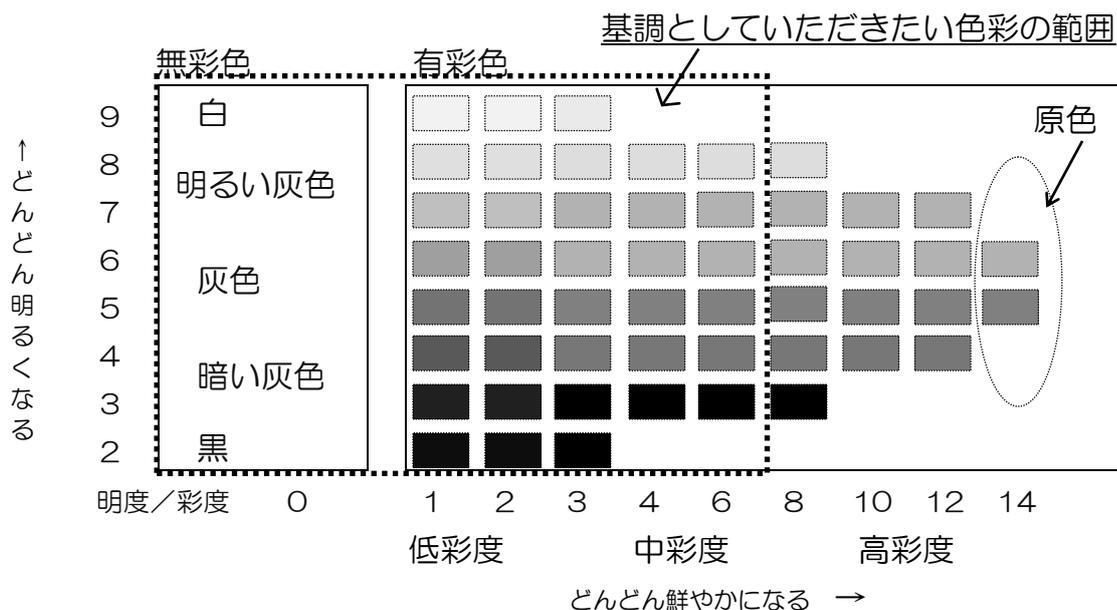
③アクセントカラー

ここでいう建築物の屋根、外壁等の色彩は、建物の大部分を覆うベースとなる色彩のことで、鮮やかな色彩などを開口部の枠など限定された範囲でアクセントカラーとして効果的に用いることは差し支えありません。

※参考：マンセル表色系は、一つの色を[色相・明度・彩度]で表すシステムです。

例 [5R 5 / 14] → これをマンセル記号といいます。
色相 明度 彩度

マンセル表色系のイメージ(イメージですので実際はこれとは異なります。)



※地区計画の届け出の際には、各部材のサンプルやカタログの切り抜きを添付していただくか、立面図に使用する色を着色してください。

2. 屋外広告物

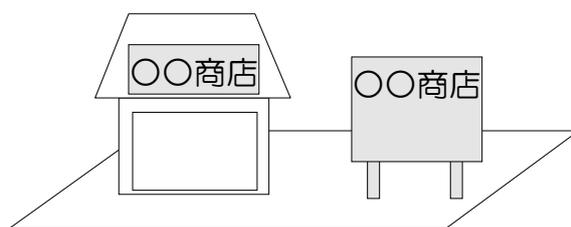
屋外広告物は、自己の用に供するものとし、街並みの統一感を著しくそこなわないものとする。

【解説】

この地区計画における「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの及びこれらに類するものをいいます。

「自己の用に供するもの」とは、千葉県屋外広告物条例第8条第1項第8号ハに定めるものを言います。

自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等



※自己の取扱い商品を表示するものは（ex たばこ・酒）、商店名等の名称が併記されている場合のみ、自己の用に供するとみなします。

<適用除外>

千葉県屋外広告物条例の禁止地域等での適用除外（第8条第1項・第2項）に準じます。

「街並みの統一感を著しくそこなわないもの」とは…

街並みに統一感を持たせ、良好で魅力的な市街地の形成を目指した本地区の方針に鑑み、設置場所、デザイン、色彩等に配慮したものをいいます。

※屋外広告物については、別に条例に基づく許可申請が必要になります。

(5) かき又はさくの構造の制限について

震災時のブロック塀の倒壊による被害の発生防止を図るとともに、緑豊かな街並み景観を形成するため、「かき又はさくの構造の制限」について定めます。

全地区の 道路境界側	① 生垣 ② 1.2m以下の透視可能なフェンス ただし、門の両側に設けるもので片側の長さが 3m以下のもの又は生垣、フェンスの基礎となる高さ 0.6m以下のコンクリートブロック、石積み等については、設置できます。
---------------	--

※フェンスは透視可能なものとする。

※ここでいう透視可能とは通風性があり、正面から見て、支柱及び柵部分を含めて遮るものがない空間部分が50%以上あるもの（すりガラス状のもの等ではない。）。

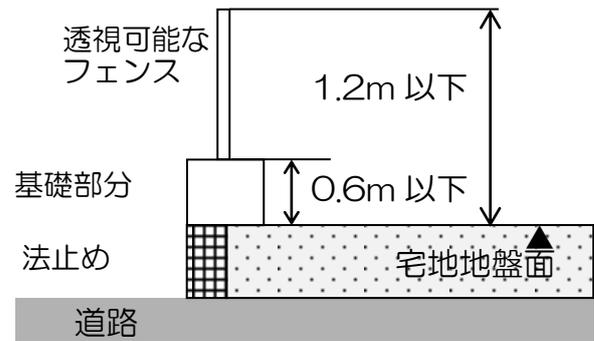
【目的】 ブロック塀倒壊等の事故防止を図るとともに、生垣による緑化を推進し、緑豊かで快適な街並みを形成します。

【解説】 かき又はさくの高さは、宅地側の直近の地盤面からの高さとしします。

生垣やフェンスの基礎となるブロック等は 0.6m まで施工できます。

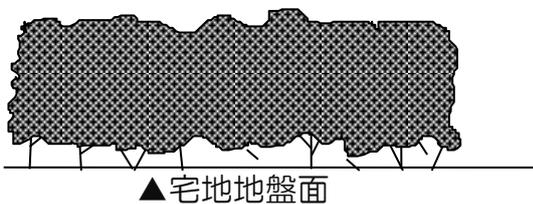
道路と宅地地盤面に高低差がある場合の法止めは、高さに関係なく施工できます。

※宅地地盤面が道路面より極端に低い場合はご相談ください。

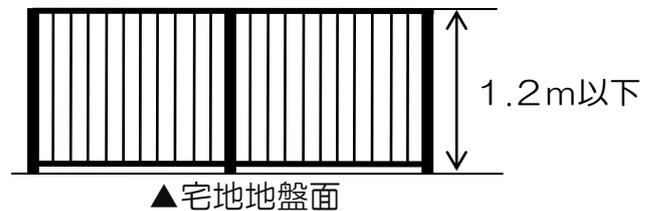


◆かき又はさくの構造例

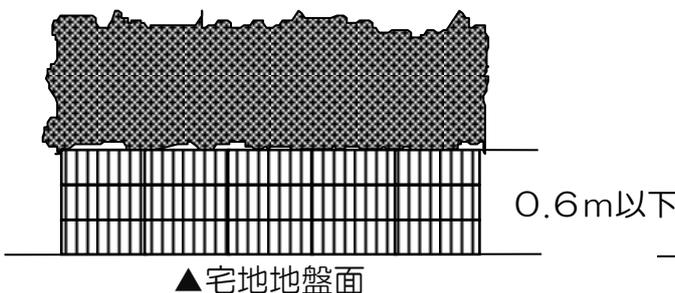
①生垣



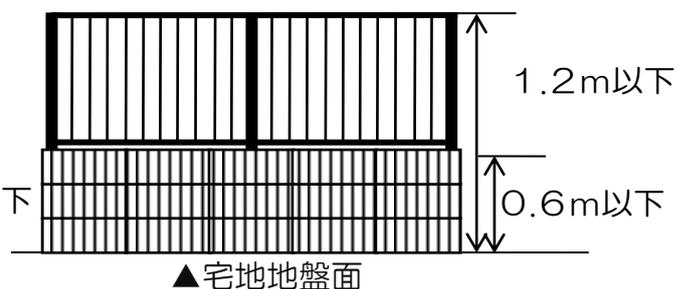
②透視可能なフェンス



③生垣と基礎を組み合わせたもの



④透視可能なフェンスと基礎を組み合わせたもの



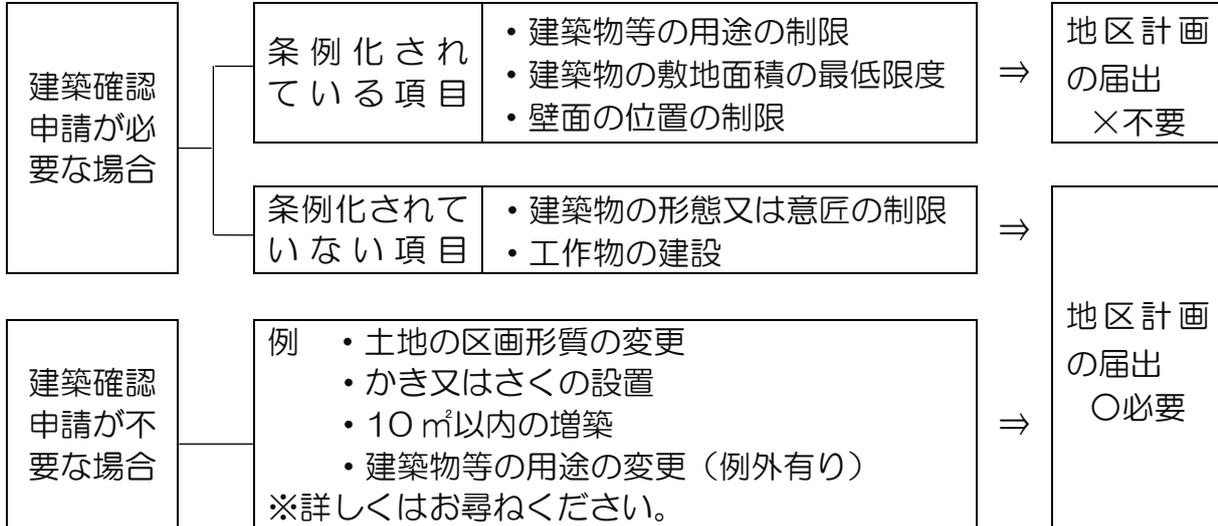
(6) 二つの地区にわたる場合

	建築物等の用途の制限 建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限 建築物等の形態又は意匠の制限 かき又はさくの構造の制限
二つの地区にわたる場合	<p>敷地の過半が位置する地区の制限を適用する。</p> <p>※建築物を敷地のどこに建築するかは関係ありません。下図の場合、地区1の制限を適用します。</p> <div data-bbox="389 674 791 981" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates a building footprint (建築物) that spans across a road (道路) which acts as a boundary between two zones: Zone 1 (地区1) on the left and Zone 2 (地区2) on the right. The building's footprint is larger in the area of Zone 1 and smaller in the area of Zone 2. A vertical dashed line represents the road boundary.</p> </div>	<p>それぞれの部分が属する地区の制限を適用する。</p>

3 届出について

1. 地区計画の内容は「野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に定められています。そのため、建築確認申請が必要な場合、条例化されている項目については建築確認の中で審査し、条例化されていない項目については地区計画の届出で審査します。

※当該地区については、基本的に地区計画の届け出が必要になる地区です。



2. 届出書及び下記の添付図面を、当該行為に着手する日の30日前までに、野田市都市計画課（市役所6階）へ1部提出してください。

行為の種別	図面	縮尺	備考
土地の区画 形質の変更	位置図	1/2500	都市計画図（都市計画課で販売しています）
	土地利用計画 図	1/500 以上	＜道路・宅地の造成の場合＞ 各宅地の敷地面積がわかるもの ＜切土・盛土の場合＞ 不要
	設計図	1/100 以上	＜道路・宅地の造成の場合＞不要 ＜切土・盛土の場合＞ 当該行為を行う区域、敷地内の地盤の高さ等 がわかる平面図及び断面図
建築物の新築 建築物等の形態 又は意匠の変更	位置図	1/2500	都市計画図（都市計画課で販売しています）
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物の位置を表示
	立面図	1/100 以上	4面 色彩がわかるサンプル又はカタログの切り抜き を添付するか、立面図に使用する色を着色 してください
工作物の建設 屋外広告物の 設置又は変更	位置図	1/2500	都市計画図（都市計画課で販売しています）
	配置図	1/100 以上	道路境界線までの最短部分の有効寸法を記載 してください
	立面図	1/100 以上	＜建築物の増築・改築の場合＞4面 色彩がわかるサンプル又はカタログの切り抜き を添付するか、立面図に使用する色を着色 してください
かき又は さくの設置	位置図	1/2500	都市計画図（都市計画課で販売しています）
	配置図	1/100 以上	敷地内におけるかき又はさく的位置を表示
	外構図	1/100 以上	設置する部分、構造、高さがわかる断面図及 び正面図
建築物の増築 ・改築・移転	位置図	1/2500	都市計画図（都市計画課で販売しています）
	配置図	1/100 以上	道路境界線までの最短部分の有効寸法を記載 してください
	立面図	1/100 以上	＜建築物の増築・改築の場合＞4面 色彩がわかるサンプル又はカタログの切り抜き を添付するか、立面図に使用する色を着色 してください
	平面図	1/50 以上	各階のもの
建築物等の 用途の変更	位置図	1/2500	都市計画図（都市計画課で販売しています）
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表 示
	平面図	1/50 以上	用途を変更する部分を明記してください

※届出者が法人である場合、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を、住所はその所在地を記載してください。

※必要に応じて、その他参考となる資料を添付してください。

※座生地区以外の地区は、別様式の届出書と添付図面が必要ですので、ご注意ください。

地区計画の区域内における行為の届出書（座生地区）

年 月 日

（宛 先） 野 田 市 長

届出者 住所

氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、下記により届け出ます。

記

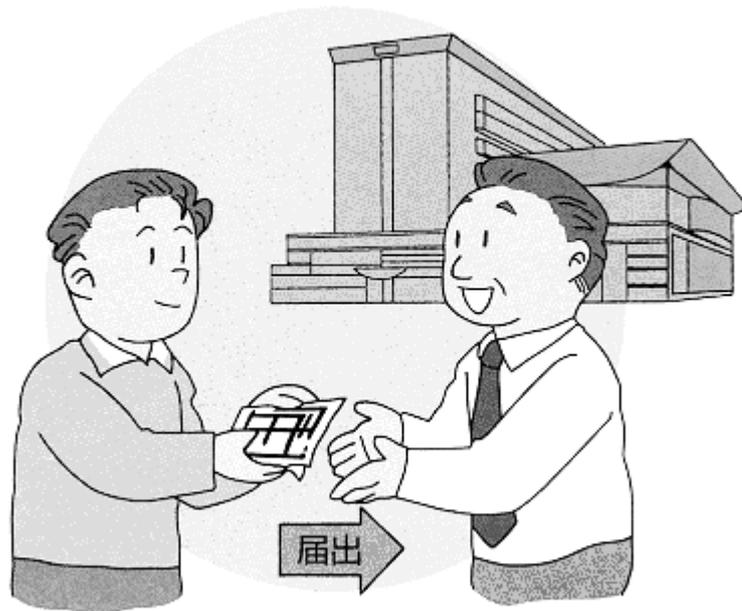
- 1 行為の場所 野田市
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²	
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ) 行為の種別	(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ) 設計又は工作物の概要		届出部分	届出以外の部分	合計	
		(Ⅰ) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²	
		(Ⅱ) 延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		(Ⅲ) 敷地面積	m ²	「野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に制限を定めているため、 建築確認申請を行う場合、建築確認時に審査されます。		
		(Ⅳ) 建築物等の用途				
		(Ⅴ) 壁面の後退距離	(有効) m			
		(Ⅵ) 高さ	宅地地盤面 (平均GL) から			m
		(Ⅶ) 形態、意匠	屋根の色彩 色相_____明度_____彩度_____ 外壁等の色彩 色相_____明度_____彩度_____ 屋外広告物 無 ・ 有			
	(Ⅷ) かき又はさくの構造	道路側 無 ・ 有 (宅地地盤面からのさくの高さ . m) (宅地地盤面からのブロック等基礎の高さ . m)				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ床面積	m ²	「野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に制限を定めているため、 建築確認申請を行う場合、建築確認時に審査されます。			
	(ロ) 変更前の用途					
	(ハ) 変更後の用途					
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容				

連絡先

住所			
氏名		電話	

決裁	課長	補佐	係長	係員	上記の届出内容は地区計画に適合しています。



届出は、お忘れなく。

野田市 建設局 都市部 都市計画課
〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1
TEL 04-7125-1111 (代表)
令和2年2月